

## 第6節 教育に伴う経済的負担の軽減

### 1 奨学金等の充実

#### (1) 日本学生支援機構奨学金事業の充実

日本学生支援機構の奨学金事業は、教育の機会均等の実現と人材育成を目的に、優れた学生等であって経済的理由により修学困難な学生等に対して、経済的支援を行っている。

奨学金事業については、これまでも学ぶ意欲と能力のある学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるようにするため、毎年充実を図ってきている。2004（平成16）年度においては、事業費全体で、対前年度比約10万人増の96万5千人の学生等に対して、1,030億円増の6,820億円の奨学金を貸与する予定である。

奨学金の種類としては、無利子奨学金と有利子奨学金（きぼう21プラン奨学金）があり、有利子奨学金は、在学中は無利子で、卒業後は年利3%を上限とした利子が課される。

また、奨学金事業は貸与制により実施されており、卒業後の奨学生からの返還金を後進育成の資金として循環運用している。

#### (2) 高等学校奨学事業費補助の充実

高等学校（中等教育学校の後期課程及び高等専門学校を含む）に在学する者で、勉学意欲がありながら家計の事情など経済的理由によって修学が困難な者に奨学金の貸与を行う都道府県に対して、所要経費の一部を補助している。

#### (3) 幼稚園就園奨励事業の充実

保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減するとともに、公・私立幼稚園間の保護者負担の格差の是正を図ることを目的として、保育料等を減免する「就園奨励事業」を実施する地方公共団体に対して、所要経費の一部を補助している。